

農作物（果樹・野菜等）被害緊急対策事業の概要

農産食品課園芸振興係

1 主旨

令和8年8月27日から28日にかけて本県で発生した線状降水帯により、収穫前の農作物に甚大な被害をもたらした。このため、甚大な被害を受けた農作物の生産者に対して、緊急支援対策を講じ、農家の生産意欲の確保と次年度以降の生産安定を図る。

2 事業概要

（1）野菜等被害緊急対策事業

- ①事業内容 著しい被害(ほ場の2割以上の被害)を受けた野菜等の生産者に対して、緊急防除に要する農薬代と復旧に必要な施肥等に要する経費の一部助成。
- ②事業費 緊急防除費 9,000 円/10a
復旧費（施肥等） 9,000 円/10a
- ③事業主体 生産者組織等
- ④補助率 県1/3、市町村1/3

（2）果樹被害緊急対策事業

- ①事業内容 著しい被害(ほ場の2割以上の被害)を受けた果樹生産者に対して、追加防除に要する農薬代と倒伏折損した樹体への支柱等による補強に要する経費の一部助成。
- ②事業費 追加防除費 9,000 円/10a
復旧費（支柱等） 6,000 円/本
- ③事業主体 生産者組織等
- ④補助率 県1/3、市町村1/3

3 事業実施期間 令和8年度

4 事業の流れ

